

建築許可申請書作成要領

新潟市建築部建築行政課

目 次

	ページ
1 建築基準法における許可申請をされる方へ	1
2 許可申請の流れ	2
3 事前相談について	6
4 事前協議について	7
5 許可申請書の作成	8
6 公聴会の開催	14
7 建築審査会用資料の作成	16
8 許可を取得した内容に変更等が生じた場合	18
別紙様式 1 申請理由書	19
別紙様式 2 建築物概要	20
別紙様式 3 廃棄物処理施設の種類及び能力調書	22
別紙様式 4 建築許可取扱い相談書	24

(施行日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(改正経緯)

平成30年4月1日 改正

(改正経緯)

平成30年10月1日 改正

(改正経緯)

平成31年4月1日 改正

(改正経緯)

令和元年6月25日 改正

(改正経緯)

令和3年5月1日 改正

1 建築基準法における許可申請をされる方へ

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）では、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めていますが、その中には、特定行政庁（新潟市長）が建築計画や周辺状況等を勘案して、やむを得ないと認められる場合に限り、特例的に建築の制限を解除することができる許可の制度があります。

法に適合させるために許可を取得する場合は、建築確認申請に先立って行わなければなりません。

許可申請は、建築審査会の同意や公聴会の開催を求めるものなど、許可申請の内容により必要な手続きや添付書類が異なります。

許可申請に必要な様式や添付書類は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「省令」という。）及び新潟市建築基準法施行細則（昭和48年新潟市規則第1号。以下、「細則」という。）に定められていますが、この「建築許可申請書作成要領」では、手続きの流れや許可申請に必要な添付書類などについて解説しています。

許可申請を行おうとする方は、この要領を参考のうえ、市担当者の指示のもと手続きを進めてください。

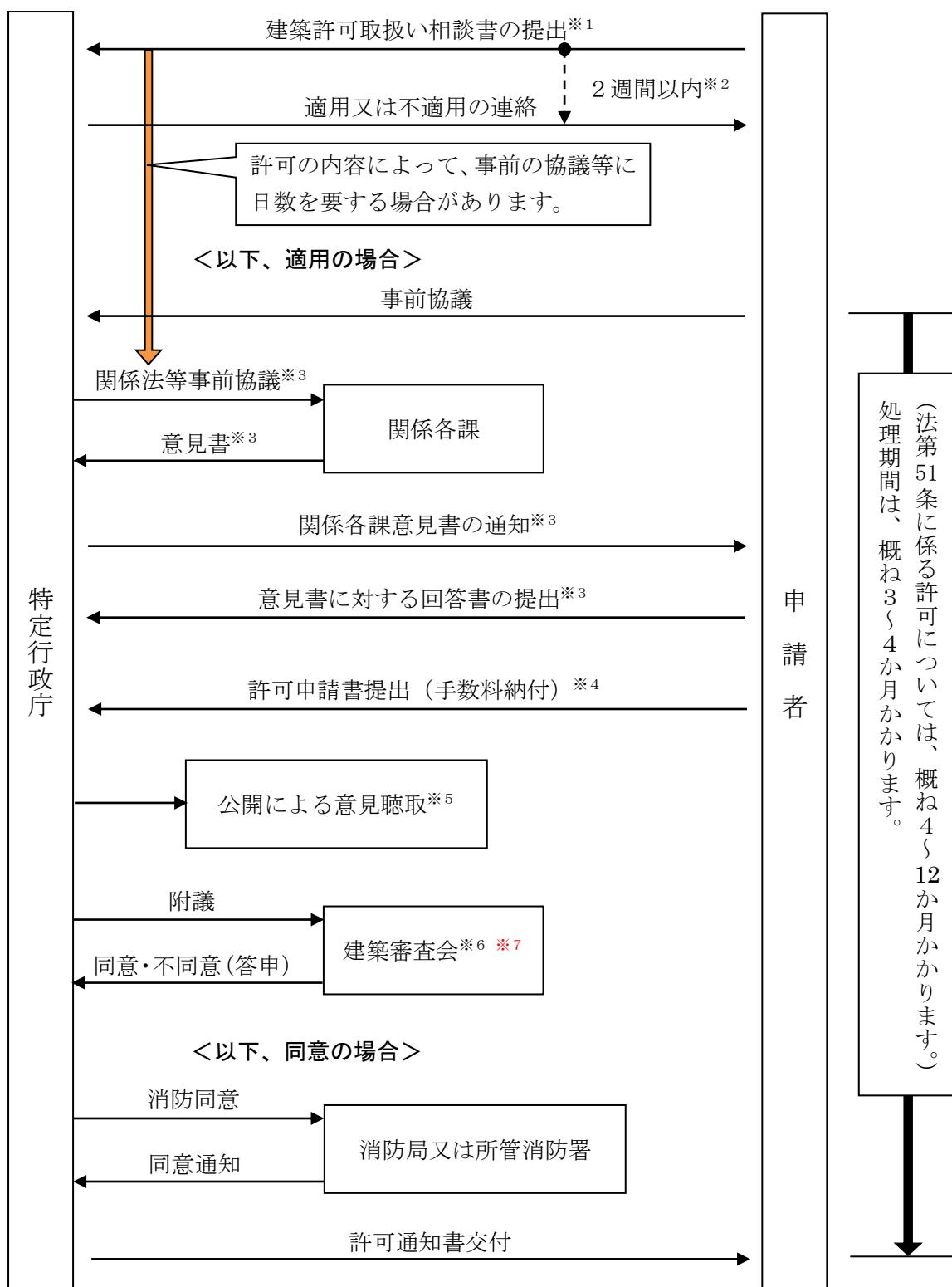
この要領の対象となる許可申請は、3ページに示すものとなります。

法第43条第2項の規定に基づく認定又は許可の申請については、別に定められている「新潟市接道義務の付議特例許可申請書作成要領」を参照してください。

2 許可申請の流れ

許可申請手続きは、次の事務の流れに沿って行ってください。

なお、事務処理の内容が許可関係規定により異なる場合がありますので、市担当者と協議をお願いいたします。



- ※1 定期的に設置する仮設建築物については、不要となる場合がありますので、市担当者にご確認ください。また、定期的に設置する仮設建築物以外の仮設建築物で小規模なもの、または耐震改修工事に伴うものなど簡略化できる場合がありますので、市担当者にご確認ください。
- ※2 相談内容により、2週間を超える場合があります。
- ※3 法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可のみの手続きです。
- ※4 法第44条第1項第4号許可については「新潟市アーケード等連絡協議会」と、法第51条ただし書き許可については「産業廃棄物施設設置等連絡会議」と、それぞれの協議が整っている必要があります。
- ※5 法第48条第1項から第14項ただし書き許可のみの手続きです。なお、法第48条第16項第2号の規定に該当する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内の建築物で、日常生活に必要な建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「令」という。）第130条第2項で定める建築物で、省令第10条の4の3で定める住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられているものの建築については、建築審査会の同意が不要となりますので、市担当者と相談してください。
- ※6 法第51条ただし書き許可については、都市計画審議会の議を経ることとされています。
- ※7 建築審査会は原則、1月及び7月の定期開催となります。

許可条項一覧

※本要領の対象となる主な条項のみを抜粋しています。

条項	許可の内容	建築審査会の同意	備考
法第44条 第1項第2号、第4号	道路内における建築許可	要	
法第48条 第1項～第14項	用途地域内における建築許可	要※5	公聴会の開催が必要
法第51条	特殊建築物等敷地の位置の許可	不要	都市計画審議会の議を経る必要あり
法第55条 第3項第1号、第2号	建築物の高さの許可	要	
法第56条の2 第1項	日影による建築物の高さの許可	要	
法第59条の2 第1項	総合設計制度による容積率・高さの許可	要	
法第85条 第5項	仮設建築物の建築許可	不要	
法第85条 第6項	国際的な規模の会議又は競技会の用途に供する仮設建築物の建築許可	要	
法第87条の3 第5項	建築物の用途を変更して一時的に（一年以内）他の用途に供する仮設建築物の許可	不要	
法第87条の3 第6項	建築物の用途を変更して一時的に（一年を超える）他の用途に供する仮設建築物の許可	要	

※1 法第44条第1項第2号、法第55条第3項第2号及び法第56条の2第1項については、専決同意基準を設けていますので、これに該当する場合は、許可後に建築審査会に対する報告のみとなります。

※2 法第56条の2第1項ただし書きの規定により日影による建築物の高さの許可を得した建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、改めて

日影による建築物の高さの許可を取得する必要がない場合がありますので、別途市担当者と協議してください。

- ※3 法第85条第6項の規定による仮設建築物（国際的な規模の会議又は競技会の用に供するもの）の許可申請については、別途市担当者と協議してください。
- ※4 法第87条の3第5項及び第6項の規定による仮設建築物（建築物の用途を変更して一時的に他の用途に供するもの）の許可申請は、別途市担当者と協議してください。
- ※5 法第48条第16項第2号の規定に該当する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内の建築物で、日常生活に必要な令第130条第2項で定める建築物で、省令第10条の4の3で定める住居の環境の悪化を防止するための措置が講じられているものの建築については、建築審査会の同意が不要となりますので、市担当者と相談してください。

3 事前相談について

許可申請が必要となる建築計画がある場合は、許可の適用の可否について事前に建築行政課に相談をお願いします。

事前相談を行う場合は、別紙様式4の建築許可取扱い相談書に、次に掲げる書類を添付して提出をお願いいたします。

- ① 付近見取図 計画地の周辺の状況が分かるものを提出してください。
- ② 配置図 敷地に接する道路の種別・幅員、計画建築物と既存建築物の別、駐車場・植栽・乗入れ口などの土地利用計画を記載してください。また、2以上の用途地域にわたる場合は、用途地域界及びそれぞれの用途地域が占める面積を記載してください。
- ③ 各階平面図 計画建築物と既存建築物の別、計画部分については、概要が分かる範囲で作成してください。
- ④ 立面図 計画建築物と既存建築物の別、建築物の高さ、計画部分については、概要が分かる範囲で作成してください。
- ⑤ 日影図 法第56条の2第1項ただし書き許可の場合に添付してください。なお、測定線を超える部分の土地の状況が分かる資料を添付してください。
- ⑥ その他 特定行政庁が必要と認める図書の添付をお願いします。なお、法第48条関係の許可に係る自動車修理工場の場合は、敷地境界線上での騒音予測値の資料の添付をお願いします。

相談内容によっては、追加の資料等の提出をお願いする場合があります。

許可の適用の可否については、2週間を目途に回答の連絡を差し上げる予定ですが、相談内容により、2週間を超える場合がありますので、ご了承ください。

なお、定期的に設置している仮設建築物の建築許可の場合は、許可取扱い相談書の提出が不要となる場合がありますので、市担当者にご確認ください。また、定期的に設置する仮設建築物以外の仮設建築物で小規模なもの、または耐震改修工事に伴うものなど簡略化できる場合がありますので、市担当者にご確認ください。

4 事前協議について

許可申請を提出する場合は、申請者の書類作成等の負担軽減と事務処理の迅速化のために、その内容の事前協議をお願いします。

事前協議を行う場合は、「5 許可申請書の作成」に基づき必要書類を作成し、市担当者に提出してください。

法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可の場合は、書類を提出していただいた後に「2 許可申請の流れ」に基づき、関係法等の事前協議を関係各課と行います。

事前協議資料を作成する際は、関係各課と事前に協議を行ってください。

事前協議に基づき関係各課より提出された意見書に基づき、申請者（代理人）にその意見書に対する回答書の提出をお願いしますので、回答書の提出及び建築計画等への反映をお願いします。

なお、計画建築物の建築に際し、都市計画法等の他法令に基づく許認可が必要な場合は、別途関係部局と協議及び許認可の手続きをお願いします。

5 許可申請書の作成

(1) 許可申請書の様式（省令第10条の4）

- 様式第43号 一 法第44条第1項第2号、同項第4号、法第48条、
法第51条、法第55条第3項、法第56条の2第1項、
法第59条の2第1項 など
- 様式第44号 一 法第85条第3項、同条第5項、同条第6項、
法第87条の3第5項、同条第6項

※申請書の様式は、以下のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/dwnld/kyoka.html>

(2) 添付図書等

表1

図書名	記入事項等
理由書 A4版 (別紙様式1参照)	<ul style="list-style-type: none">許可を要することとなった経緯、理由許可を取得するに際して計画上配慮している事項等があれば、具体的に記入すること <p>【法第48条第1項から第14項ただし書き許可の場合に作成】</p> <ul style="list-style-type: none">許可を取得するに際して、周辺への影響とそれに対し計画上配慮している事項等を具体的に記入すること営業時間（原動機を使用する作業がある場合は、作業時間も記入すること）を記入すること
建築物概要書 A4版 (別紙様式2参照) (電子データも提出すること)	<p>【法第85条許可以外の場合に作成】</p> <ul style="list-style-type: none">申請に係る建築物と他の建築物との別を明確にすること原動機や危険物等についても、記入すること（記入しきれない場合は、別紙に記入してください。）
付近見取図 縮尺1/2,500程度 A3版	<ul style="list-style-type: none">縮尺、方位道路、目標となる地物申請敷地の中心（大規模な敷地については、敷地境界線）より、半径300m程度の周辺の状況が確認できるもの鉄道路線名、主要道路名、公共施設等の名称 <p>【仮設建築物の許可申請の場合は、周辺の状況の記載については、</p>

	簡略化できます。】
配置図 縮尺 1/200 程度 A3版	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位 ・建築物の位置寸法 ・敷地境界線は、「赤線」で表示 ・敷地内建築物の用途、構造、規模、植栽・駐車場等土地利用（植栽は、着色等により明示すること） ・申請に係る建築物と他の建築物との別 ・土地の高低、敷地と敷地に接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ ・敷地に接する道路の位置、名称、幅員 ・排水計画を図示し、敷地外への放流先を記入 ・断面図の切断位置 ・浄化槽、油水分離槽等がある場合は、その位置及び処理能力等 ・都市計画施設、用途地域界等がある場合は表示すること
面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式 ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 ・用途規制上の制限部分とその他の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
制限建築物調書	<p>【法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可の場合に作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細則第18条第2項（別記第1号様式）に従い記入すること ・作業用の機器を設置（使用）する場合は、機械の名称・台数・出力、機能等のわかる機械リストを添付すること
各階平面図 縮尺 1/100 又は 1/200	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位 ・各室の用途、面積、主要部分の寸法 ・工場にあっては、作業場面積、機械、設備の位置、名称等、必要な事項 ・危険物の貯蔵等にあっては、危険物の名称、貯蔵又は処理の位置等、必要な事項 ・用途規制上の制限部分とその他の部分を区分すること ・増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、既存建築物部

	<p>分の間取り等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼の恐れのある部分の外壁及び防火設備の構造
二面以上の立面図 縮尺 1/100 又は 1/200	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・開口部の位置及び壁、屋根、軒裏の構造、仕上げ、設備機器 ・高さに係る許可の場合は、地盤面算定表を添付すること ・法第55条に係る許可の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、増築部分を明示すること ・道路斜線、隣地斜線、北側斜線、建築物の高さ
二面以上の断面図 縮尺 1/100 又は 1/200	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・建築物の地盤面からの高さ・床、天井及び軒の高さ ・軒及び庇の出 ・屋根、外壁の仕上 ・法第55条に係る許可の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・法第56条の2第1項ただし書き許可の場合は、地盤面のラインを「赤線」で表示
日影図 縮尺 1/200 程度	<p>【法第56条の2の規定による制限を受ける場合に作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位 ・敷地内における建築物の位置（敷地各辺の寸法及び建築物の敷地境界線からの位置寸法） ・建築物の各部分の平均地盤面からの高さ ・5m測定線と10m測定線を図示（違いが分かるようにすること） <p>【法第56条の2第1項ただし書き許可の場合は、次に掲げるものも作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増築に係る許可申請の場合は、増築前、増築部分のみ、増築後のそれぞれの等時間日影図及び増築部分のみの時刻日影図を作成すること ・測定線を超える日影の範囲を着色等で区分すること ・平均地盤面算定表を添付すること ・測定線を超える日影の範囲の土地所有者等の承諾書等を添付すること
環境対策に係る計算書等	【法第48条第1項から第14項ただし書き許可の場合で、特定行政庁が必要と認めた場合に作成】

	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線上における騒音・振動等の現況及び予測値等（配置図等に予測値・基準値等を記入すること） <p>※事業開始後における騒音・振動等の実測値を法第12条第5項の規定に基づく報告を求めます。</p>
委任状	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続きを代理人に委任する場合に添付してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁が必要と認めた書類

●法第51条ただし書き許可の場合は、表1に掲げるもの及び表2に掲げるものを提出してください。

表2

図書名	記入事項等
都市計画図 縮尺1/25,000 A3版カラー	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画図に申請地を赤で示すこと 標題、施設の種類、敷地の位置（地名地番）、敷地面積、申請者名等を記入すること
廃棄物処理施設の種類及び能力調書 (別紙様式3)	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内で処理するものについて記入すること 法第51条ただし書き許可の対象施設と対象外施設の両方を記入すること 制限処理能力欄については、用途地域による制限対象となる処理能力を記入すること（「参考：廃棄物処理能力について」を参照して記入すること）
事業計画概要書等	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的及び効果 事業開始の予定日 敷地選定理由及び位置の妥当性 施設運転計画（休日や作業時間（搬出入時間及び施設稼働時間等）、計画従業員数及び従業員通勤車等を記入すること） 施設計画 建築物等の用途・面積、処理設備の名称・処理能力、ストックヤード等の容量等 搬入予定先一覧（予定を含む） 廃棄物等の受入先及び運搬業者と受入量 搬出予定先一覧（予定を含む） 処理後廃棄物（製品等）の搬出先及び運搬業者と搬出量 搬出入計画 搬入及び搬出時間帯、台数、搬出入ルート、安全確保等 廃棄物処理計画書

	<p>廃棄物処理フロー（発生から最終処分まで）、取扱廃棄物の性状、ストックヤード等の妥当性、処理設備パンフレット等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画書及び二次公害防止のための監視計画書 <p>産業廃棄物施設設置等事前協議書に添付したものと同様のものを提出すること</p>
生活環境影響調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物施設設置等事前協議書に添付したものと同様のものを提出すること
地域住民等に対する周知の概要及び結果	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物施設設置等事前協議書に添付したものと同様のものを提出すること

●法第48条第1項から第14項ただし書き許可の場合は、表1に掲げるもの及び表3に掲げる利害関係者書類を提出してください。

表3 利害関係者書類

図書名	記入事項等
範囲図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線より50メートルの範囲を含む、道路・川等の構造物で区切られた街区を対象範囲（詳細は、市担当者と協議すること）として明示すること
利害関係者名簿 (CSV形式等による電子データも提出すること)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、対象範囲内の土地（不在地主も対象）・家屋の所有者及びその使用者並びに対象区域の自治会等の会長とする ・次の事項を記入すること <ul style="list-style-type: none"> ア 通し番号、地名地番、建物名称（ビル名・アパート名など） イ 土地所有者の情報：氏名、住所 ウ 建物所有者の情報：氏名、住所 エ 使用者の情報：氏名、住所 オ 自治会長等の情報：氏名、住所 <p>※住所には、郵便番号を含み住居表示とすること</p> <p>※アパートなどで使用者がわからない場合は、戸数を記載すること</p>
公図（コピー可）※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲を明示し、利害関係者名簿の通り番号を記載すること
謄本（コピー可）※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者名簿の通り番号を記載すること

※1 「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基づく「登記情報提供サービス」により、取得したものも可とします。

(4) 提出部数

※本要領の対象となる主な条項のみを抜粋しています。

許可の種類	許可申請書			その他の申請書類
	正本	副本	建築審査会用※ ¹	
法第44条関係 (道路内の建築制限)	1部	1部	14部	
法第48条関係 (用途制限)	1部	1部	14部※ ³	事前協議書類※ ² 利害関係者書類 1部
法第51条関係 (廃棄物処理施設等)	1部	1部	不要	関係部局用書類※ ²
法第55条関係 (高さ制限)	1部	1部	14部	
法第56条の2関係 (日影規制)	1部	1部	14部	
法第59条の2関係 (総合設計)	1部	1部	14部	
法第85条第5項関係 (仮設建築物)	1部	1部	不要	
法第85条第6項関係 (仮設建築物)	1部	1部	14部	
法第87条の3第5項関係 (仮設建築物)	1部	1部	不要	
法第87条の3第6項関係 (仮設建築物)	1部	1部	14部	

※1 建築審査会用の許可申請書類は、正本の写しを提出してください。提出時期は、市担当者と協議してください。また、許可申請書第一面を「1」として通し番号を付してください。

なお、建築審査会での説明用資料作成のため、電子データの提出をお願いする場合がありますので、市担当者の指示により提出してください。

※2 提出部数、提出書類の内容等については、市担当者の指示によって提出してください。

※3 建築審査会用の資料が不要となる場合がありますので、市担当者の指示に従ってください（3ページ ※5参照）。

6 公聴会の開催

(1) 公聴会とは

法第48条第1項から第14項ただし書きの規定による許可を行う場合は、あらかじめ、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うことが、法により定められています。（政令第130条の規定に適合する場合を除く。）

また、公聴会の開催3日前までに、その旨を公告することとされています。

公聴会による利害関係者の意見は記録し、後日開催される建築審査会に概要を報告します。

(2) 公聴会開催場所の準備

申請地に近接する公共施設を公聴会開催場所として市が準備します。

会場決定後、申請者（代理人）に会場の施設名及び所在地を連絡しますので、公聴会への出席及び配布資料の準備を行ってください。

配布資料は次に掲げる設計図書等を準備してください。詳細は、市担当者と協議してください。

- ・案内図
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図（東西南北4方向の立面図を準備するようお願いします。）
- ・その他必要と思われる設計図書等

※配布資料は、計画の内容が判断できるものとしてください。

(3) 公聴会開催の周知について

① 公聴会の周知

公聴会の開催について、各区役所に公示文書を掲示するとともに、提出していただいた利害関係者名簿に基づき、案内文書を送付します。

貸家等で、案内文書が送付できない場合については、申請者に案内文書の配布をお願いします。

② 現地公告文書の掲示

公聴会の開催を知らせるための公告文書を申請地に掲示していただきますので、市担当者の指定する期日までに現地に公告文書の掲示をお願いします。

文書の内容については、市担当者と協議してください。

文書の大きさはA2版とし、道路から見やすい位置に掲示してください。

(4) 公聴会の進め方（概要）

公聴会は、次に示す順番により市職員が議長となり、議事を進め、意見聴取は、口述審問によって行います。また、利害関係者に配布する資料は、申請者が準備してください。

- ・公聴会の趣旨等の説明
- ・申請内容の概要説明
- ・申請者による申請理由の説明
- ・申請者（設計者）による計画概要・事業概要の説明
- ・利害関係者の意見聴取

(5) 公聴会の実施について

公聴会には、必ず申請者本人又は本人の代理として出席することが適当と認められる者及び計画概要を十分に説明できる者（設計者）が出席してください。

公聴会に出席された利害関係者に対して、分かりやすい説明をするように努めてください。

※申請者本人に代わり代理人が出席する場合は、委任状の提出をお願いします。ただし、申請者が法人で、その法人に属する職員が代理人として出席する場合は、委任状は不要です。

7 建築審査会用資料の作成

(1) 建築審査会とは

法により、いくつかの許可条文については、建築審査会の同意を得ることを求められています。

この同意に係る特定行政庁からの諮問に応じるための機関として、特定行政庁には建築審査会が置かれております。

この建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、特定行政庁が任命した委員で組織されています。

建築審査会の同意が必要となる許可申請の場合は、建築審査会用の資料の提出をお願いします。

(2) 提出要領

事前に市担当者の確認を得たうえで、必要部数の提出をお願いします。

提出時期は、市担当者の指定する期日までに提出してください。

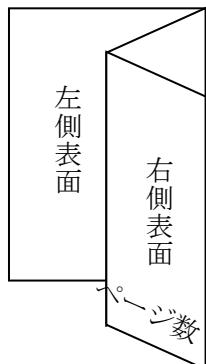
(3) 体裁

A4版の左開きとし、許可申請書第1面を表紙として綴じてください。

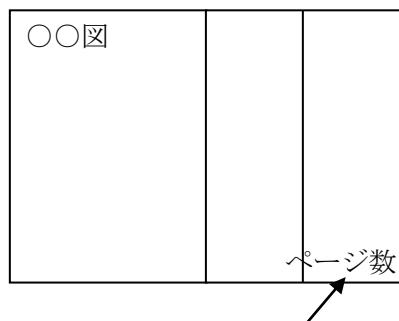
A3版の書類は、下図（A4版サイズ）のように折りたたんでください。また、許可申請書第一面を「1」とした通し番号を右下に記載してください。

※両面の場合は、表面右下、裏面左下に記載してください。

【閉じた状態－A4版】



【開いた状態－A3版】



※許可申請書第一面を
「1」として、通し番
号を付してください。

(4) 必要書類等

正本に添付した書類を基本とし提出していただきますが、詳細については、市担当者と協議してください。

なお、計画内容により、特定行政庁が必要と認めた書類の提出をお願いする場合があります。

注) 法第85条第5項及び法第87条の3第5項関係の許可申請（仮設建築物の建築許可）の場合は、建築審査会用の資料の提出は不要です。

8 許可を取得した内容に変更等が生じた場合

(1) 当該敷地内では、許可を取得した内容と異なる建築行為は出来ません。

許可を取得した内容とは、許可を取得した事項のみならず、当該許可の対象となった建築計画の内容そのものとなりますので、許可を取得した敷地全体に制限が係ることとなります。

申請敷地全体の建築計画に対して許可を行うものですので、許可の対象となった当該建築計画にない建築物の建築行為はできません。

(2) 許可を取得した内容に変更がある場合は、改めて許可が必要です。

「許可を取得した後に、その計画内容に変更が生じた場合」には、原則として改めて許可の取得が必要です。また、「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たな増築、改築、用途変更等を行う場合」についても法第6条の規定に基づく確認申請の必要がない場合であっても、変更後の内容で改めて許可を取得する必要があります。

許可を取得した内容に変更等が生じた場合または許可を取得した敷地内で増築等の計画がある場合は、必ず建築行政課にご相談ください。

(3) 検査済証の交付を受けてください。

許可通知書の交付後に確認申請の手続きを行い建築工事に着手しますが、工事が完了したら必ず検査済証の交付を受けてください。

また、「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たな増築、改築、用途変更等を行う場合」に係る許可申請には、従前の許可通知書及び検査済証の写しを添付してください。

法第48条第1項から第14項ただし書き許可及び法第51条ただし書き許可を取得した建築物の場合は、制限建築物調書も提出してください。

(別紙様式1)

年 月 日

新潟市長

住 所 ○ ○ ○ ○
氏 名 ○ ○ ○ ○

申請理由書

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(別紙様式2)

建 築 物 概 要

1. 申請の概要

申請者住所氏名			
建築場所			
主要用途		用途地域	
工事種別		最高の高さ	
構造		階数	
敷地面積		前面道路幅員	
延べ面積		容積率	
建築面積		建蔽率	
対象条文			

2. 付近見取図

配 置 図

(別紙様式3)

廃棄物処理施設の種類及び能力調書

取扱廃棄物・処理の種類 (廃掃法施行令第7条)		廃棄物処理施設の種類及び能力					
		イ 制限処理 能力	ロ 基準時又は 許可時	ハ 現在	ニ 本申請によ る増減	ホ 合計 (ハ+ニ)	ヘ ホ ロ
1	汚泥の脱水						
2	汚泥の乾燥						
2'	汚泥の天日乾燥						
3-イ	汚泥の焼却						
3-ロ							
3-ハ							
4	廃油の油水分離						
5-イ	廃油の焼却						
5-ロ							
5-ハ							
6	廃酸・廃アルカリの中和						
7	廃プラスチック類の破碎						
8-イ	廃プラスチック類の焼却						
8-ロ							
8-2	木くずの破碎						
8-2'	がれき類の破碎						
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化						
10	水銀を含む汚泥のばい焼						
11	汚泥等に含まれるシアノ化合物の分解						
11-2	廃石綿等・石綿含有の溶融						
12	P C B 物の焼却						
12-2	P C B 物の分解						
13	P C B 物の洗浄						
13'	P C B 物の分離						
13-2-イ	その他産業廃棄物の焼却						
13-2-ロ							
(廃掃法施行令第5条)		イ 制限処理 能力	ロ 基準時又は 許可時	ハ 現在	ニ 本申請によ る増減	ホ 合計 (ハ+ニ)	ヘ ホ ロ
一廃							
一廃							
備 考							

※処理機器ごとに記載してください。また、処理機器の種類・台数により適宜記入欄を増減してください。

※二欄は、増設するものを「+〇〇」と、撤去するものを「-〇〇」と記入してください。新規の場合は、「+」を記入しないでください。

参考 (廃棄物処理施設の制限)

取扱廃棄物・処理の種類 (廃掃法施行令第7条)		建基法施行令 第130条の2の3第3号 (工業地域・工業専用地域)	廃掃法施行令 第7条 (左記に掲げる用途地域以外)
1	汚泥の脱水	30m ³ /日	10m ³ /日
2	汚泥の乾燥	20m ³ /日	10m ³ /日
2'	汚泥の天日乾燥	120m ³ /日	100m ³ /日
3-イ	汚泥の焼却	10m ³ /日	5m ³ /日
3-ロ		—	0.2t/h
3-ハ		—	火格子面積 2 m ²
4	廃油の油水分離	30m ³ /日	10m ³ /日
5-イ	廃油の焼却	4m ³ /日	1m ³ /日
5-ロ		—	0.2t/h
5-ハ		—	火格子面積 2 m ²
6	廃酸・廃アルカリの中和	60m ³ /日	50m ³ /日
7	廃プラスチック類の破碎	6t/日	5t/日
8-イ	廃プラスチック類の焼却	1t/日	0.1t/日
8-ロ		—	火格子面積 2 m ²
8-2	木くずの破碎	100t/日	5t/日
8-2'	がれき類の破碎	100t/日	5t/日
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化	4m ³ /日	全て
10	水銀を含む汚泥のばい焼	6m ³ /日	全て
11	汚泥等に含まれるシアン化合物の分解	8m ³ /日	全て
11-2	廃石綿等・石綿含有の溶融		全て
12	P C B 物の焼却	0.2t/日	全て
12-2	P C B 物の分解	0.2t/日	全て
13	P C B 物の洗浄	0.2t/日	全て
13'	P C B 物の分離	0.2t/日	全て
13-2-イ	その他産業廃棄物の焼却	6t/日	0.2t/h
13-2-ロ		—	火格子面積 2 m ²
(廃掃法施行令第5条)		第130条の2の3	第5条
1	ごみの処理 (焼却・埋立以外の処理)		5 t/日
	ごみの焼却		0.2t/h
			火格子面積 2 m ²

(別紙様式4)

建築許可取扱い相談書

相談年月日	年 月 日		
相談者氏名等	相談者氏名 所属事務所名等 連絡先 TEL FAX		
建築主又は事業者名			
許可該当条項			
相談内容・事業内容 申請理由等			
営業時間（作業時間）			
計画地の所在地			
用途地域	指定建蔽率	%	
その他の地域・地区	指定容積率	%	
敷地面積	m ²		
主要用途			
建築面積（建蔽率）	申請部分	既存部分	合 計
	m ²	m ²	m ² (%)
延べ面積（容積率）	申請部分	既存部分	合 計
	m ²	m ²	m ² (%)
構 造	造 一部	造	
階 数	地上 階 地下 階	最高高さ	m
必要添付図書	付近見取図・配置図（土地利用計画図）・各階平面図・立面図 法第56条の2第1項ただし書き許可の場合は、日影図 その他		
※処理記録欄（この欄は、記入しないでください。）			

※2以上の用途地域にわたる場合は、全ての用途地域名を記入し過半の用途地域名を最初に記入してください。

※相談内容により、追加の資料の提出をお願いする場合があります。